

(手数料)

第2条の2 別表の中欄に掲げる者は、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納付しなければならない。

2 町長は、公益上必要であると認め、又は災害その他特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

3 既納の手数料は、還付しない。ただし、町長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第2条の2関係）

	区分	金額
1	法第70条第1項の指定居宅サービス事業者の指定又は法第115条の2第1項の指定介護予防サービス事業者の指定のいずれかの申請をしようとする者（4の項に該当する者を除く。）	30,000円
2	法第70条第1項の指定居宅サービス事業者の指定の申請と同時に法第115条の2第1項の指定介護予防サービス事業者の指定の申請をしようとする者（5の項に該当する者を除く。）	35,000円
3	法第70条の2第1項の指定居宅サービス事業者の指定の更新又は法第115条の11において準用する法第70条の2第1項の指定介護予防サービス事業者の指定の更新の申請をしようとする者（同時にこれらの指定の更新の申請をしようとする場合を含む。）	10,000円
4	法第72条の2第1項の適用を受ける法第70条第1項の指定居宅サービス事業者（共生型居宅サービス事業者）の指定又は法第115条の2の2第1項の適用を受ける法第115条の2第1項の指定介護予防サービス事業者（共生型介護予防サービス事業者）の指定のいずれかの申請をしようとする者	10,000円
5	法第72条の2第1項の適用を受ける法第70条第1項の指定居宅サービス事業者（共生型居宅サービス事業者）の指定の申請と同時に法第115条の2の2第1項の適用を受ける法第115条の2第1項の指定介護予防サービス事業者（共生型介護予防サービス事業者）の指定の申請をしようとする者	10,000円
6	法第78条の2第1項の指定地域密着型サービス事業者（事業所の所在地	30,000円

	が町内の場合に限る。)の指定又は法第115条の12第1項の指定地域密着型介護予防サービス事業者(事業所の所在地が町内の場合に限る。)の指定のいずれかの申請をしようとする者(8の項に該当する者を除く。)	
7	法第78条の2第1項の指定地域密着型サービス事業者(事業所の所在地が町内の場合に限る。)の指定の申請と同時に法第115条の12第1項の指定地域密着型介護予防サービス事業者(事業所の所在地が町内の場合に限る。)の指定の申請をしようとする者	35,000円
8	法第78条の2の2第1項の適用を受ける法第78条の2第1項の指定地域密着型サービス事業者(共生型地域密着型サービス事業者、事業所の所在地が町内の場合に限る。)の指定の申請をしようとする者	10,000円
9	法第78条の12において準用する法第70条の2第1項の指定地域密着型サービス事業者(事業所の所在地が町内の場合に限る。)の指定の更新又は法第115条の21において準用する法第70条の2第1項の指定地域密着型介護予防サービス事業者(事業所の所在地が町内の場合に限る。)の指定の更新の申請をしようとする者(同時にこれらの指定の更新の申請をしようとする場合を含む。)	10,000円
10	法第79条第1項の指定居宅介護支援事業者の指定の申請をしようとする者	30,000円
11	法第79条の2第1項の指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請をしようとする者	10,000円
12	法第115条の22第1項の指定介護予防支援事業者の指定の申請をしようとする者	30,000円
13	法第115条の31において準用する法第70条の2第1項の指定介護予防支援事業者の指定の更新の申請をしようとする者	10,000円